

国の行政組織等の減量・効率化の推進について (平成18年度減量・効率化方針)

平成17年12月24日
総務省行政管理局

厳しい財政事情の中にあつて、行政が取り組むべき緊要な諸課題に的確に対応していくためには、社会経済情勢の変化に対応した「小さくて効率的な政府」を実現することが肝要である。

このような基本認識に立って、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）及び「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）における総人件費改革の実行計画（以下「総人件費改革実行計画」という。）に基づき、国の組織・業務の減量・効率化を抜本的かつ具体的・計画的に進めるため、平成18年度機構・定員審査過程等を通じて具体化を図った減量・効率化に関する今後の取組方針を、以下のとおり取りまとめる。

各府省においては、今後、本方針に掲げる事項を、既往の政府決定等を踏まえつつ着実に実施するとともに、更に具体化を図るべき課題については、平成19年度機構・定員要求等に的確に反映するものとする。また、本方針については、毎年度の機構・定員審査過程等を通じて改定を行う。

1 本方針の基本的考え方

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、国の行政組織等の減量・効率化を進めるに当たっては、「今後の行政改革の方針」、「総人件費改革実行計画」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）等の既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

特に、国の行政機関の定員については、「総人件費改革実行計画」を踏まえ、今後5年間で5%以上の純減を図るため、定員合理化計画の実施に当たって、行政需要の変化に対応してメリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減（1.5%以上の純減）を確保するとともに、2以下に掲げる観点を中心に、業務の大胆かつ構造的な見直しを行うことにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務・事業の削減（ワークアウト）を強力に進めていき、その結果を定員の削減（3.5%以上の純減）に反映させ

る。

なお、本方針中「総人件費改革実行計画」の実施に向けて、今後、更に個別具体的な取組の検討がなされるものについては、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得て決定される政府の方針に則した取組を行う。

2 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

「総人件費改革実行計画」(1)ア①(ア)(a)に掲げられている(i)農林統計関係、(ii)食糧管理関係、(iii)北海道開発関係等について、所要の検討を進め、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得て決定される政府の方針に則して、行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理を行う。

3 地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等

地方支分部局等の事務・事業については、以下の取組等により、見直しを行う。その際、地方支分部局等が行う必要性の低下した事務・事業は、廃止、民営化等を行い、地方公共団体から要望がある場合については、地方公共団体への委譲を行うとともに、地方支分部局等の組織・業務体制を見直す等により、一層の減量・効率化を図る。

- ① 地方支分部局等を行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- ② 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとなどに設置されている地方支分部局等について、事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- ③ 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）を行うことにより業務を大胆に縮減する。また、今後の道州制等の検討を踏まえた事務・事業の見直しを行う。
- ④ 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じて都道府県等に委託する。
- ⑤ 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- ⑥ 調査・統計関連業務の民間委託等や合理化を行う。統計調査については、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等

会議申合せ)等に基づき、既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素・合理化等を行う。

- ⑦ 事前規制型から事後チェック型への行政の在り方の転換、行政による民間活動への過度の関与となる補助行政や業所管行政の見直しを進める。

4 包括的・抜本的な民間委託等

「民間にできることは民間に」との基本的考え方の下、本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、事務・事業について民間委託等によるアウトソーシングを推進する。

- ① 市場化テストのモデル事業に着手している業務（ハローワークの職業紹介・訓練等、社会保険庁の保険料収納・年金案内・相談等、行刑施設関連の業務）、規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている業務（登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務）、給与計算等の内部事務・定型的業務等の包括的・抜本的な民間委託等を推進する。また、非公務員の活用を一層推進するとともに、市場化テストの本格実施を行う。

- ② 「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議、平成17年6月30日改定）に基づき、庁舎の警備・清掃等の施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等については、民間委託等を積極的に推進する。

PFIについては先進的な取組実績を参考に、効率化に資する取組を積極的に検討する。

- ③ 統計事務（企画、実査、審査、集計、分析、公表等）については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）等を踏まえ、民間委託を一層推進するとともに、包括的民間委託についても積極的な導入を図る。
- ④ 公共事業関連業務について、事業の性格等を考慮しながら、設計・施工の一括発注方式の導入を引き続き進めるほか、各種調査業務、設計業務を始めとして、民間委託等を積極的に進める。
- ⑤ 公務員宿舍の管理業務についても、民間委託の推進等により、当該業務に専ら携わっている職員に係る定員の合理化を進める。

5 IT化による業務のスリム化等

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）や来年1月に決定予定の新IT戦略（仮称）に基づき、業務のIT化を進める中で、以下により、IT化による業務のスリム化等を行う。

(1) 手続等のオンライン化

① 申請・届出等手続のオンライン化

「今後の行政改革の方針」等に基づき、行政手続のオンライン化による組織・業務の減量・効率化の実をあげるため、引き続き、法令に基づくすべての行政手続の2割以上の手続について、削減、統合・ワンストップ化、添付書類の削減・廃止・電子化、申請・届出等の頻度軽減、処理期間の短縮等の簡素化・合理化を行う。特に年間申請件数が10万件以上の手続等のオンライン利用促進対象手続（175手続）については、オンライン申請手続の簡素化等の具体的な利用促進措置を盛り込んだ「オンライン利用促進のための行動計画」を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、その着実な実施により、オンライン利用率の向上を図りつつ、思い切った簡素化・合理化を行う。これに併せて、従来の紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

企業対象手続については、全面的なオンライン化を推進するため関係団体等への周知、要請等を行う。電子入札については、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を始めとしたIT化などにより、全面的な実施を推進する。

上記のほか、「電子政府構築計画」等に基づくワンストップサービスの拡大と業務の効率化を進める。

② 統計調査のオンライン化

「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」（平成17年4月8日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定）において定められたオンライン調査の導入、業務処理の簡素・合理化等を図る最適化計画を、平成17年度末までのできる限り早期に策定するとともに、同計画に基づき、郵送調査にあつては原則すべて、調査員調査にあつては調査対象者の特性等の観点からオンライン化がなじまないものを除き、オンライン調

査を順次導入する。

オンライン調査の促進及びこれら業務処理の簡素・合理化の具体化方策を着実に推進すること等により、統計調査等業務の減量・効率化を推進する。

オンライン化した調査については、利用環境の整備や普及広報活動を積極的に行い、オンライン報告等の促進を図るとともに、その利用状況を踏まえて減量・効率化を推進する。

(2) 内部管理業務の効率化・合理化

「電子政府構築計画」、「今後の行政改革の方針」、「総人件費改革実行計画」等に基づき、人事・給与等、共済、物品調達等の内部管理業務については、情報システムの統一化及びこれに伴う業務の見直しを行うとともに、積極的に民間委託を図る。

- ・ 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化・標準化
- ・ 業務処理過程の重複の徹底した排除
- ・ 共通システムの利用や業務・システム、業務処理の一元化・集中化
- ・ 職員による判断を要しない業務の外部委託化
- ・ 手続の簡素化
- ・ 起案・決裁の電子化
- ・ 給与支給の全額振込化 等

特に、中央省庁等改革の統合府省においては、統合メリットを活かした官房要員配置の見直し等一層の業務集約等の取組を行う。また、IT化を推進する官庁においては、率先してIT化及び抜本的な業務改革に取り組み、その積極的な推進を図る。

さらに、既に「電子政府構築計画」に基づく最適化計画が策定されている内部管理業務については、新システムへの移行に合わせた具体的な業務の見直しと減量・効率化を早期かつ着実に行う。

このような取組を進めることにより、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の合理化を行う。

なお、制度所管官庁等は、各府省における業務処理手順や手続の簡素化等が可能な限り早期に実施できるよう、必要に応じ、業務処理、手続等を定め

る関係法令の改正を行うとともに、各府省においても合わせて内部規程の見直しを行う。

(3) 業務・システムの最適化等を通じた効率化・合理化

電子政府・電子自治体を推進し、合わせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。

また、「電子政府構築計画」、「今後の行政改革の方針」等に基づき、業務・システムについて、上記（2）と同様、以下に掲げるような業務の見直しを行い、可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。

- ・ 業務処理過程の重複の徹底した排除
- ・ 共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化
- ・ 定型的業務等の外部委託の推進
- ・ 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化
- ・ 起案・決裁の電子化 等

特に、旧式（レガシー）システムについては、最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務・システムの最適化による定員の大幅な合理化等の減量・効率化を図る。また、既に最適化計画が策定されている場合も、新システムへの実際の移行に当たって、更なる業務の見直しを行う。

その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

なお、先立って見直しの可能な業務については、できる限り早期に見直しに取り組む。

6 非公務員型独立行政法人化等

(1) 非公務員型独立行政法人化等

「総人件費改革実行計画」（1）ア①（ア）（e）に掲げられている（i）森林管理関係業務、（ii）国立高度専門医療センター、（iii）行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野等について、所要の検討を進め、

遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得て決定される政府の方針に則して、非公務員型独立行政法人化等を行う。

(2) その他独立行政法人等への移行

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、民間委託等が困難な事務・事業についても、国が直接実施する必要があるかどうか常に見直すこととし、独立行政法人制度の趣旨、目的に沿う事務・事業については独立行政法人に移行するなど、減量・効率化に積極的に努める。この場合、既存の独立行政法人を活用するなど組織の肥大化を来さないよう対処する。

7 その他の事務・事業及び組織の合理化等

「行政改革の重要方針」の特別会計の整理合理化を踏まえた特別会計制度の見直しとの関係においても、会計制度の見直しと整合性を図りつつ、組織・業務体制について所要の見直し等を行うことにより、一層の減量・効率化を図る。

公務員の研修施設については、定員の合理化や組織の統廃合など減量・効率化を図る観点から見直す。

また、製表等の統計事務のうち、秘密の保護の観点等から民間委託になじまないものについては、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。また、各府省における統計調査の見直しや民間委託等の進捗状況は、上記3及び4の統計調査の見直しや民間委託等の進捗状況を含め、総務省が毎年取りまとめて、その結果を公表する。

このほか、上記の観点にとどまらず、上記に掲げた政府決定に加え、「三位一体の改革について」（平成17年11月30日政府・与党）、規制改革・民間開放推進会議答申、行政評価等（政策評価を含む。）による勧告等、会計検査院の決算検査報告等も踏まえ、事務・事業及び組織・業務体制の見直し等を行うことにより、一層の減量・効率化を図る。

※各府省における個別具体的な取組内容等については、別表を参照

別 表

目 次

内閣の機関	1	外務省	13
内閣府	1	財務省	14
宮内庁	2	文部科学省	17
公正取引委員会	3	厚生労働省	18
警察庁	3	農林水産省	21
防衛庁	5	経済産業省	23
金融庁	6	国土交通省	25
総務省	7	環境省	28
法務省	9		

注1) 別表中「主な該当箇所」欄の数字は、主に関連する総論の大項目番号を示したものである。

注2) 別表に掲げられた各府省の個別事項は、平成18年度機構・定員審査過程等を通じて具体化を図ったものであり、「総人件費改革実行計画」の実施に向けて、今後、更に個別具体的な取組の検討がなされるものについては、遅くとも18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得て決定される政府の方針に則した取組を行う。

【内閣官房】

事項名	内容	主な該当箇所
1 内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務の効率化・合理化により、平成18年度に内閣総務官室の定員2人、内閣衛星情報センターの定員2人、その他の定員3人、合計7人を合理化する。引き続き、ITを活用した内部管理業務の効率化・合理化、アウトソーシングの推進等により、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	7

【内閣法制局】

事項名	内容	主な該当箇所
1 内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務の効率化・合理化により、平成18年度に内閣法制局の定員を2人合理化する。引き続き、ITを活用した内部管理業務の効率化・合理化、アウトソーシング等を進め、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	7

【内閣府】

事項名	内容	主な該当箇所
1 経済財政政策関係業務等に必要なシステムの最適化による業務の効率化・合理化	「経済財政政策関係業務に必要なシステム」（旧式（レガシー）システム）に係る業務・システム最適化計画を平成17年度末までに策定し、可能な限り早期に最適化を実施することにより、大幅な業務実施体制の効率化・合理化を図る。	5
2 経済社会総合研究所の業務実施体制の効率化・合理化	内部管理業務の見直し等により、平成18年度に定員を2人合理化する。引き続き、内部管理業務の見直し、アウトソーシングの積極的な推進等、徹底的な見直しを行い、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	4、5
3 迎賓館の業務実施体制の効率化・合理化	平成17年4月の迎賓館京都事務所の開館に合わせ、内部管理業務の見直し等の迎賓館全体の業務実施体制の見直しを行った。さらに、業務実施体制の効率化・合理化を図ることとし、18年度は定員を1人合理化する。引き続き、業務実施体制の見直しを行い、効率化・合理化を図る。	5
4 日本学術会議の業務実施体制の効率化・合理化	平成17年7月の組織再編に合わせ、内部管理業務の見直し等の業務実施体制の見直しを行い、日本学術会議事務局の内部管理業務要員を4人合理化した。さらに、業務実施体制の効率化・合理化を図ることとし、18年度は定員を1人合理化する。引き続き、業務実施体制の見直しを行い、効率化・合理化を図る。	5

	事項名	内容	主な該当箇所
5	沖縄総合事務局の業務実施体制の効率化・合理化	内部管理業務の合理化、アウトソーシングの推進等の業務実施体制の見直しにより、平成18年度に沖縄総合事務局の定員を25人合理化する。引き続き、内部管理業務の合理化、アウトソーシングの推進を積極的に実施することにより、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3、4
6		○ 沖縄総合事務局のうち食糧業務については、旧那覇食糧事務所相当部分について、農林水産省における食糧事務所全体の合理化と同程度の割合の合理化を目指すこととし、徹底的な合理化を推進する。	3
7		○ 沖縄総合事務局のうち農林水産統計業務については、農林水産省における当該業務全体の見直しに合せて見直しを行うこととしており、18年度は業務実施体制の見直しにより、定員を5人合理化する。	3
8		○ 沖縄総合事務局のうち公共事業関連業務については、民間委託等の積極的な推進（設計・施工の一括発注方式の導入、各種調査業務、設計業務の民間委託等）により、平成18年度は定員を12人合理化する。引き続き、可能な限り民間委託の推進等を図り、業務実施体制の効率化、合理化を図る。	3、4
9	統計調査のアウトソーシング、オンライン化	平成18年度以降も、引き続き「統計の処理等に係る民間委託の今後の推進方針」を着実に実施し、内閣府の実施する統計調査のアウトソーシング、オンライン化等を積極的に進めることにより、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	4、5
10	申請届出等のオンライン化	平成18年度以降も、引き続き「内閣府本府行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、申請届出等のオンライン化を着実に推進することにより、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	5
11	内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務の効率化・合理化により、平成18年度に本府全体で定員9人合理化する。引き続き、ITを活用した内部管理業務の効率化・合理化等により、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	5

【宮内庁】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	工務、車馬等の現業的業務等の民間委託等による合理化の推進	庁舎の機械設備運転保守業務や輸送業務の合理化を推進することにより、平成18年度に定員を3人合理化する。また、現業的な業務の在り方等について検討を行い、その結果を踏まえて、19年度以降も引き続き、民間委託や業務の合理化を行う。	4
2	京都事務所、御料牧場、陵墓監区事務所の管理業務等のアウトソーシング等による効率化	京都事務所、御料牧場及び陵墓監区事務所において、業務の合理化により、平成18年度に定員を5人合理化する。19年度以降も引き続き民間委託や業務の合理化により、定員の計画的な合理化を進める。	3、4

【公正取引委員会】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	事務総局におけるアウトソーシング等による効率化	秘書業務、会計業務、電話交換業務、公用車関係業務等の外部委託を継続して実施するとともに、その他の業務についても効率化に資すると思われるものについて積極的に外部委託を推進すること等により、平成18年度に定員を2人合理化する。	4
2	下請法に基づく調査、独禁法違反に関する申告のオンライン化、オンライン利用促進による業務の効率化・合理化	下請法に基づく定期調査について、平成15年度にオンライン化した。平成18年度以降もオンライン利用率の向上に努め、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	5
3		独禁法違反に関する申告について、平成18年度以降もオンライン申告の普及に努め、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	5
4	地方事務所におけるアウトソーシング等による効率化	地方事務所におけるアウトソーシングの推進等による業務の効率化により、平成18年度に定員を1人合理化する。	3、4、5
5	独占禁止法及び下請法に関する相談事務の都道府県との協力拡大に伴う合理化	地方事務所における独占禁止法等に係る相談対応、指導、調査等の業務の効率化・合理化を図ることにより、平成18年度は定員を2人合理化する。 なお、下請法に関する相談等の一定の事務については、都道府県及び地方の商工会議所・商工会との協力を拡大し、引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3
6	内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務の効率化により、平成18年度は定員を3人合理化する（うち、1人については公正取引委員会事項4の合理化の再掲）。また、既に最適化計画が策定された業務については、新システム導入に先立ち業務内容の見直し等について引き続き検討する。	5
7	業務実施体制の見直し	業務実施体制の見直しにより、平成18年度に本局の定員を4人合理化する。	7

【警察庁】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	全国情報処理センター用システムの最適化による業務の効率化・合理化	全国的情報処理センター用システム（旧式（レガシー）システム）について、業務・システムの見直し方針等を踏まえ、平成17年度末までに最適化計画を定めるとともに、可能な限り早期かつ着実な最適化の実施による経費及び業務処理時間の削減等の合理化効果を明らかにする。	5
2	運転者管理等のシステムの最適化による業務の効率化・合理化	運転者管理等のシステム（旧式（レガシー）システム）について、業務・システムの見直し方針等を踏まえ、平成17年度末までに最適化計画を定めるとともに、可能な限り早期かつ着実な最適化の実施による経費及び業務処理時間の削減等の合理化効果を明らかにする。	5
3	指紋業務及び掌紋業務の業務・システムの最適化による業務の	指紋業務及び掌紋業務の業務・システム（旧式（レガシー）システムである指紋業務用システムを含む。）については、平成17年11月に策定した「指紋業務及び掌紋業務の業務・システム最適化計画」に	5

事項名	内容	主な該当箇所
効率化・合理化	基づき、同業務・システムの最適化を可能な限り早期かつ着実に実施し、業務の効率化・合理化を図る。	
4 企画分析業務（警察）の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	平成17年9月に策定した「企画分析業務（警察）の業務・システム最適化計画」に基づき、同業務・システムの最適化を可能な限り早期かつ着実に実施し、業務の効率化・合理化を図る。	5
5 既存統計調査の見直しによる合理化	警察庁における統計は、業務統計であり、その実施機関は都道府県警である。従来から、犯罪情勢等に応じた統計調査項目の見直しを行っているところであるが、平成18年度以降においても、引き続き必要性に応じた統計調査項目等の見直しを行っていく。	7
6 国の研究・研修施設の組織・運営の効率化・合理化	内部管理業務の効率化により、平成18年度に科学警察研究所の定員を1人合理化する。引き続き内部管理業務の見直し等による業務の効率化に努める。	5、7
7 都道府県情報通信部の業務の民間委託による合理化	警察庁の地方機関の通信業務について、民間委託を推進し、平成13年度以降5年間で当該業務に携わる職員を100人程度縮減した。18年度においても、引き続き実施可能な民間委託の取組を検討するとともに、ITの高度化等を踏まえ、情報通信部門の業務の特殊性に留意しつつ、引き続き業務の効率化を検討する。	3、4、5
8 技能・労務職員の業務の効率化	地方機関の技能・労務職員について、業務の効率化等により平成18年度に20人合理化する。	3
9 都道府県情報通信部の業務の効率化（ネットセキュリティ業務の高度化・効率化）等	ITの高度化・スキルアップ等により、業務の効率化を図り、平成18年度に都道府県情報通信部の定員を20人合理化する。引き続き、情報通信部門の業務の特殊性に留意しつつ、業務の効率化に努める。	3、5
10 皇宮警察の業務の効率化	定員の内部振替により、平成18年度の新規増員を抑制するとともに、内部管理業務の効率化及び業務実施体制の見直しへの取組等により、18年度に皇宮警察本部の定員を6人合理化する。	5
11 公用車の運転業務のアウトソーシング等による効率化	公用車の運転業務について、事務の特殊性を踏まえつつ、アウトソーシングの範囲の拡大を図る。	4
12 地方支分部局等の内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務の効率化により、平成18年度に地方支分部局の定員を61人（うち都道府県情報通信部の定員54人）、本庁内部部局等の定員を4人（うち、1人については警察庁事項6、1人については警察庁事項10の合理化の再掲）合理化する。引き続き内部管理業務の見直し等による業務の効率化に努める。	3、5

【防衛庁】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	防衛調達CALS/EC等の利用促進の徹底による事務全体の効率化	防衛調達業務の電子化システム（CALS/EC）について、庁内業務の電子化を図る。また、同システムの利用による電子入札について、システム改善、企業側ニーズの把握等により企業側の利用環境の向上を推進するとともに、ホームページ等による広報、説明会、講習会等の積極的な実施により利用を促進して電子入札案件の拡大を目指すこととし、併せて庁内業務の合理化を推進する。	5
2		防衛施設建設の公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）については、同様のシステムを導入している他省庁と協力しつつ整備を行っている。平成16年度から本格的に運用を開始した電子入札システムについては、引き続き、企業の利用促進を図っており、その他のシステムについても、その導入に努め、庁内業務の電子化等を進めることにより、業務の合理化を推進することとする。本システムの利用促進による業務の合理化・効率化により、平成18年度に定員を15人合理化する。	3、5
3	業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	統合気象システム、航空自衛隊補給3システム、航空自衛隊データ処理近代化システム、6陸幕補給システム（すべて旧式（レガシー）システム）については、最適化計画を平成17年度末までに策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化計画を実施すること等により、業務・システムの最適化による大幅な合理化等の減量・効率化を図る。 また、特別調達資金事務処理システムについては、17年度策定の最適化計画に基づき、できる限り早期に最適化の実施を図り、大幅な合理化等の減量・効率化を図る。	3、5
4	国の研究・研修施設の組織・運営の効率化・合理化	業務の効率化、民間委託等により、平成18年度に防衛大学校12人、防衛医科大学校16人、防衛研究所1人、技術研究本部18人合理化する。	4、7
5	技能・労務職員の採用抑制、民間委託等の推進による合理化	技能・労務職員について、業務の効率化、民間委託等により平成18年度に定員を156人合理化する（うち、6人については再掲）。19年度以降においては、更なる業務の効率化を図りつつ、民間委託等の手法を最大限に活用することにより、新規採用を抑制し、技能・労務職員のより一層の定員の合理化に取り組んでいく。	3、4
6	インターネット等の活用による採用事務の効率化	ホームページ上に以下のような内容を始め採用情報をより多く掲載することにより、効率的、効果的な広報活動の推進及び採用業務の効率化を図る。 ① 試験実施結果、採用情報、パンフレット等 ② 業務説明会の内容（業務内容、Q&A等） ③ 大学、専門学校等における説明会情報	3、5
7	組織改編に伴う合理化	組織改編に伴う業務の合理化・効率化により、平成18年度に内部部局3人、技術研究本部11人、装備本部（仮称：現契約本部）5人合理化する（うち、11人については再掲）。19年度以降においても、組織改編の効果を検証の上、引き続き、所要の合理化・効率化を図る。	7
8	統合運用体制への移行に伴う合理化	統合運用体制への移行に伴う業務の合理化・効率化により、平成18年度に陸上自衛隊2人、海上自衛隊9人、航空自衛隊21人の計32人合理化する。19年度以降においても、統合運用の効果を検証の上、引	7

事項名	内容	主な該当箇所
	き続き、所要の合理化・効率化を図る。	
9 防衛施設局及び自衛隊各部隊等地方組織の見直し	防衛施設局については、平成18年度において、業務指標等を勘案した業務量に基づく要員算定により防衛施設局1人の再配置を行うとともに、業務の合理化・効率化を図ることにより55人の定員を合理化する。さらに、在日米軍の兵力構成の見直し状況等も勘案しつつ、所要の防衛施設事務所等の見直しを行う。 また、陸海空各自衛隊の各部隊、契約本部の支部等地方組織においても、業務の合理化・効率化を推進しつつ、部隊の編成や業務量を勘案した適正な要員配置を図ることとし、18年度は陸上自衛隊197人、海上自衛隊79人、航空自衛隊84人、技術研究本部14人及び契約本部4人の計378人合理化する。 (以上の合理化のうち、209人については再掲)	3
10 公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化	一部の工事において実施している設計・施工一括発注方式については、実施の拡大を検討するなど積極的に推進する。また、調査業務・設計業務については、職員が行う必要がある設計業務等を除き、更に民間委託を推進し、業務の合理化・効率化を図る。	3、4
11 営繕業務の民間委託の推進による業務の合理化	防衛施設の営繕業務について、施設の防御能力の算定など秘密保全上職員が行う必要がある設計業務等を除き、更に民間委託を推進することにより、業務の合理化を図る。	3、4
12 内部管理業務の効率化・合理化	業務の効率化、民間委託の推進等により、平成18年度は防衛本庁179人、防衛施設庁24人の内部管理要員の計203人合理化する(うち、197人については再掲)。	5

(注) 上記各定員合理化数には自衛官は含まない。

【金融庁】

事項名	内容	主な該当箇所
1 総務企画局及び監督局の内部管理業務等の合理化	内部管理業務の見直し、市場に関する制度の企画・立案に係る業務運営及び監督指針の見直し等による監督業務の効率化等により、平成18年度に総務企画局の定員を4人、監督局の定員を3人合理化する。引き続き19年度以降も他部局との連携、システムの活用、研修の充実等を推し進め、業務の効率化・合理化を図る。	7
2 検査局における減量・効率化	「金融検査に関する基本指針」に基づき、内部監査の有効性に応じたメリハリのある検査を実施するとともに、検査官に対する研修及び指導体制の充実、財務局との連携強化等により業務の効率化を図り、平成18年度に検査局の定員を6人合理化する。引き続き19年度以降も金融検査評定制度の施行状況等を踏まえ、業務の効率化・合理化を図る。	7
3 証券取引等監視委員会事務局における減量・効率化	証券取引監視について、証券総合システムの一層の活用によりデータ処理等の業務の効率化を図り、平成18年度に証券取引等監視委員会事務局の定員を5人合理化する。引き続き19年度以降も、自主規制	7

事項名	内容	主な該当箇所
	機関との密接な情報交換、民間出身専門家の採用や研修の充実、証券総合システムの活用等により、業務の効率化・合理化を図る。	
4 金融検査及び監督業務の業務・システム最適化による業務の効率化	金融検査及び監督業務について、業務・システム最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、検査局及び監督局保有情報の有効活用等、予算の範囲内において可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務の効率化を図る。	5
5 疑わしい取引の届出に関する業務の業務・システム最適化による業務の効率化	疑わしい取引の届出に関する業務について、業務・システム最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、予算の範囲内において可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務の効率化を図る。	5

【総務省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 恩給事務体制の合理化	恩給業務実施体制の見直しにより、平成18年度に恩給経理課、扶助料審査課を廃止するとともに恩給業務担当職員を9人合理化する。 引き続き、恩給業務の業務・システムの最適化の着実な推進等により、恩給受給者数の推移を踏まえた業務量の変化に見合った体制とするように検討する。	5、7
2 恩給業務の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	平成17年6月に策定した「恩給業務の業務・システム最適化計画」に基づき、同業務・システムの最適化を着実に実施し、業務の効率化・合理化を推進する。	5
3 郵政民営化に伴う業務実施体制の見直し	今後の郵政民営化の推進に伴い、適切な業務実施体制の在り方について検討する。	7
4 施設等機関の業務実施体制の見直し	総務省における施設等機関の業務実施体制の見直しを行い、平成18年度には、統計研修所の定員を1人合理化する。引き続き関係機関の業務実施体制の見直しを行い、効率化・合理化を推進する。	7
5 管区行政評価局、行政評価事務所の業務実施体制の合理化	ITの活用等による業務実施体制の効率化・合理化により、平成18年度に定員を18人合理化する。引き続き、ITの活用等により、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3
6 総合通信局及び総合通信事務所の業務実施体制の合理化	ITの活用等による内部管理業務の効率化・合理化、アウトソーシングの推進等により、平成18年度に定員を37人合理化する。引き続き、内部管理業務の合理化等を進め、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3
7 無線局検査の独立行政法人化の検討	無線局検査については、独立行政法人化の検討を踏まえ、登録点検事業者制度による民間能力の活用状況等を見据えつつ、国の開設する無線局の検査の在り方について、引き続き検討する。	3、6(2)
8 総合通信局出張所の廃止	総合通信局出張所（5か所）について、本局への機能集約に伴う支障等の対策を講じた上で、平成18	3

事項名	内容	主な該当箇所
	年度に3か所を廃止するとともに、配置定員を3人合理化する（総務省事項6の合理化の内数）。引き続き、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	
9 統計調査等業務の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」（平成17年4月8日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定）において定められたオンライン調査の順次導入、業務処理の簡素化・合理化を図る観点からの業務処理の共通化、一元化・集中化、情報の標準化、外部資源の活用等の具体化を図る最適化計画を、平成17年度末までのできる限り早期に策定するとともに、同計画を可能な限り早期かつ着実に実施し、業務の効率化・合理化を推進する。	5
10 行政相談の申出のオンライン化	行政相談の申出については、平成17年度末までに「オンライン利用促進のための行動計画」を策定し、同計画を可能な限り早期かつ着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、受付等業務の効率化・合理化を推進する。	5
11 苦情・相談対応業務の業務・システムの最適化	平成17年度末までのできる限り早期に苦情・相談対応業務・システムに係る最適化計画を策定し、最適化の実施による業務処理時間縮減等の合理化効果を明らかにするとともに、同計画を着実に実施し、苦情・相談対応業務の効率化・合理化を推進する。	5
12 電波法関係の申請届出等のオンライン化	電波法関係の申請・届出等、手続のオンライン化については、引き続き、積極的な利用促進を図るとともに、その効果を踏まえて、業務の効率化・合理化を検討する。 特に、申請手続については、平成17年度末までに「オンライン利用促進のための行動計画」を策定し、同計画を可能な限り早期かつ着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、受付業務及び審査業務の効率化・合理化を推進する。	5
13 電波監理業務の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	平成17年6月に策定した「電波監理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、同業務・システムの最適化を着実に実施し、業務の効率化・合理化を推進する。 平成18年度においては、上記業務・システムの最適化の着実な実施により、定員を3人合理化する（総務省事項6の合理化の内数）。	5
14 電気通信行政関連業務の業務・システムの最適化	平成17年度末までのできる限り早期に電気通信行政関連業務の業務・システムに係る最適化計画を策定し、最適化の実施による業務処理時間縮減等の合理化効果を明らかにするとともに、同計画を可能な限り早期かつ着実に実施し、電気通信行政関連業務の減量・効率化を推進する。	5
15 内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務の効率化・合理化により、平成18年度に公害等調整委員会の定員を1人合理化する。引き続き、内部管理業務の見直しを進め、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	7
16 研修・啓発業務の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	平成17年度末までのできる限り早期に研修・啓発業務・システムに係る最適化計画を策定し、最適化の実施による業務処理時間縮減等の合理化効果を明らかにするとともに、同計画を可能な限り早期かつ着実に実施し、研修・啓発業務の効率化・合理化を推進する。	5
17 地方公共団体に対する調査・照会業務・システムの最適化	平成17年度末までのできる限り早期に地方公共団体に対する調査・照会業務・システムに係る最適化計画を策定し、最適化の実施による業務処理時間縮減等の合理化効果を明らかにするとともに、同計画を可能な限り早期かつ着実に実施し、地方公共団体に対する調査・照会業務の効率化・合理化を推進す	5

	事項名	内容	主な該当箇所
		る。	
18	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の見直し	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴い、関係部門の業務実施体制の見直しを行う。	7
19	業務実施体制の見直し	内部管理業務の見直し等、業務実施体制の見直しにより、平成18年度に、本省内部部局の定員を43人、消防庁の定員を2人合理化する。引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。	7

【法務省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	司法試験申請届出のオンライン化に伴う組織・定員の合理化	司法試験の受験申請については、平成17年度末からオンライン化の実施を予定しており、今後のオンラインによる受験申請状況等を踏まえつつ、業務の効率化を推進する。	5
2	新司法試験実施事務の民間委託等による業務の効率化・合理化	平成18年度から実施する新司法試験について、試験会場の設営を始め、試験当日の運営業務（試験監督など）の外部委託等を行い、業務の効率化を図る。	4
3	既存統計調査の見直し、民間委託等による合理化	処理した事件内容等について、各地方支分部局等にあらかじめ配布した調査票の電磁的フォーマットに入力し、磁気媒体や通信回線を利用して送付を受けるなどの方式によりペーパーレス化を図る。 これまで、刑事統計及び行刑統計についてはペーパーレス化を実施しており、平成18年度以降は民事統計、少年矯正統計及び保護統計についても引き続きペーパーレス化を推進する。	5
4	国の研究・研修施設の組織・運営の効率化・合理化	法務総合研究所国際連合研修協力部の施設整備に伴い、ボイラー技士（行（二））職員の定員を1人合理化する。	7
5	矯正管区における業務集約	平成18年7月を目途に、高松矯正管内の矯正施設における共済事務を高松矯正管区に集約し、業務の効率化を図ることについて検討する。その結果を踏まえて、他の矯正管区についても業務集約の可能性を検討し、合理的な定員配置を目指す。	3
6	刑務所等における民間委託・PFIの推進による合理化	行刑施設においては、過剰収容の進行に伴う業務量増対策及び業務の合理化・効率化策として、平成15年度から総務系業務の一部を民間委託し、17年度からは正門警備等にも民間委託を拡充したが、18年度においては、総務系業務の一部を更に民間委託し、アウトソーシングの拡大を図る。また、これまでの結果を踏まえ、今後も、公権力の行使にかかわらない業務のアウトソーシングについて、更なる拡大を検討する。 第1号刑務所PFI事業については19年4月、第2号刑務所PFI事業については20年4月の収容開始を目指して、それぞれ準備作業等を進める。 これらの取組により、刑務所等における合理的な定員配置を目指す。	3、4
7	刑務所等における市場化テスト	過剰収容による刑務官への過剰な業務負担の軽減を図るため、平成17年8月から、宮城刑務所及び福	3、4

事項名	内容	主な該当箇所
(モデル事業)による合理化	島刑務所(福島刑務支所を含む。)において、公権力の行使にかかわらない業務について市場化テストのモデル事業を包括的に実施しており、18年度は、当該モデル事業の実施結果を踏まえ、現行アウトソーシングとのメリット・デメリット等を比較検討する。	
8 矯正施設被収容者生活維持関連業務・システム、矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	最適化計画を平成17年度末までに策定し、業務処理時間の削減等の合理化効果を明らかにし、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務の効率化・合理化を図る。	3、5
9 法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による合理化	法務局・地方法務局の支局・出張所については、平成18年度以降においても、統廃合を引き続き実施する。	3
10 登記申請のオンライン化等に伴う組織・定員の合理化	<p>不動産登記及び商業・法人登記に関しては、「オンライン利用促進のための行動計画」を平成17年度末までに策定し、同計画を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。</p> <p>同計画の実施に当たっては、毎年度オンライン申請の利用状況等を検証するとともに、利用を促進するための方策を更に検討・実施していく。具体的には、司法書士及び土地家屋調査士等に対する積極的な広報や、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会への書面での要請を行い、オンライン申請の利用促進の徹底に努める。</p> <p>また、登記業務については、登記事務のコンピュータ化及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の進展に加え、登記申請のオンライン化が順次実施されることを踏まえ、コンピュータ化等の成果を最大限に生かせるよう、業務処理過程・体制を抜本的に見直すこととし、定員の減量・効率化を計画的に実施する。</p> <p>これらにより、18年度に定員を252人合理化する。</p>	3、5
11 登記情報システムの最適化による業務の効率化・合理化	登記情報システム(旧式(レガシー)システム)については、平成16年度に策定された最適化計画に基づき最適化の取組を進め、経済性、利便性の向上及びトータルコストの減を実現することとし、20年度以降順次新システムに移行することにより、更なる減量・効率化を行う。具体的には、オンライン申請の申請データを活用した業務の効率化、管轄転属処理機能等大量事件処理の効率化、共同担保目録の一元管理、各種通知処理のオンライン化等による効率化を図るほか、システム開発に当たり、業務処理時間の短縮が可能となる方策について、引き続き検討していくこととする。	3、5
12 地図管理業務の最適化による業務の効率化・合理化	地図管理業務については、平成17年度に策定された最適化計画に基づき、登記情報システムとの連携を図りつつ最適化の取組を進め、システムの整備・運用状況等の推移を見つつ、地図管理業務全体の効率化を進める。	3、5
13 更生保護情報管理業務・システムの最適化による業務の効率	最適化計画を平成17年度末までに策定し、業務処理時間の削減等の合理化効果を明らかにし、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務の効率化・合理化を図る。	3、5

	事項名	内容	主な該当箇所
	化・合理化		
14	入国管理業務における民間委託の推進による合理化	平成15年度から地方入国管理局（15年度から東京、17年度から名古屋）の収容場監視業務の一部の民間委託を開始し、対象を拡大している。18年度においては、東京入国管理局成田空港支局の収容場監視業務及び名古屋入国管理局の審査窓口業務の一部を民間に委託する等、引き続き民間委託を推進することとし、合理的な定員配置を目指す。	3、4
15	地方入国管理局出張所の再編による合理化	地方入国管理局出張所について、業務量の動向、周辺に在留する外国人の数、出張所を統廃合した場合の関係者への影響等を総合的に勘案しつつ、引き続き海型から内陸型への再編を進める。	3
16	入国管理業務における警察との連携の一層の強化による合理化	東京入国管理局、名古屋入国管理局に続き、大阪入国管理局に摘発方面隊を設置することにより、引き続き、警察との合同摘発を進めるなど連携強化を図り、摘発業務の合理化・効率化に努める。	3
17	規制改革・民間開放推進3か年計画「Ⅲ 措置事項」に定めるバイオメトリクスの活用等の措置による減量・効率化	IC旅券認証システムの試行運用の状況を踏まえて、早期にバイオメトリクスを活用した出入国審査体制の構築を図り、偽変造文書及びなりすましの発見や要注意人物の入国阻止をより確実かつ迅速に行い得るように努める。	3
18	その他規制改革・民間開放推進3か年計画「Ⅲ 措置事項」に定める措置による減量・効率化	平成18年度に、東京入国管理局成田空港支局収容場の収容定員が48人から350人へ拡大することに伴い増大する監視業務については、民間委託の活用により対応することとし、これに伴う入国警備官の新たな配置は行わないこととする。	3、4
19	FAL条約締結の承認に伴う行政手続の簡素化・合理化	国際航海に従事する船舶の出入港手続を簡易化することを目的とした、「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約（FAL条約）」締結の承認に伴い、海港における船舶の出入港や外国人乗員の上陸許可に係る手続の簡素化を図り、業務実施体制の見直しを検討する。	5
20	乗員上陸許可の申請届出のオンライン化に伴う組織・定員の合理化	乗員上陸許可については、平成15年7月から乗員上陸許可支援システムの運用を開始し、乗員上陸許可申請のオンライン利用率は、16年末現在25.2%となっている。 乗員上陸許可のオンライン申請に関しては、利用者の利便を図るため、「オンライン利用促進のための行動計画」を平成17年度末までに策定し、同計画を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。 同計画の実施に当たっては、引き続きオンライン利用の促進を徹底するとともに、運送業者等の利用状況等を見つつ、配置人員の見直しを行い、組織・定員の合理化の見通しを明らかにする。	3、5
21	在留資格認定証明書申請届出のオンライン化に伴う組織・定員の合理化	在留資格認定証明書の交付等に係る申請手続のオンライン化については、入管電算システム再構築後の運用開始が効果的であることから、平成16年度から同システムの再構築と並行して作業を進めており、これら申請手続のオンライン化に伴い、要員配置の見直しを行い、組織・定員の合理化の見通しを明らかにする。	3、5
22	出入国管理業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	平成16年度に行った出入国管理システム（旧式（レガシー）システム）についての刷新可能性に関する調査の結果を踏まえて最適化計画を17年度末までに策定し、業務処理時間の削減等の合理化効果を明らかにし、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務実施体制の見直	3、5

	事項名	内容	主な該当箇所
		しと要員配置の合理化を図る。	
23	外国人登録証明書調製業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	最適化計画を平成17年度末までに策定し、業務処理時間の削減等の合理化効果を明らかにし、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務の効率化・合理化を図る。	3、5
24	検察庁における外部委託による合理化	平成16年度から一部の地方検察庁において、総務課業務の一部（文書接受発送、来庁者対応等）の外部委託を実施しており、18年度においても、その実施庁を拡大し、合理的な定員配置を目指す。	3、4
25	検察庁における業務集約	平成17年度から共済業務を集約しているところであり、今後は、各府省共通システムの運用状況により、新たな業務集約について検討する。	3
26	東京地検検務電算システム、C/S方式検務電算システム及び犯歴システムの最適化による業務の効率化・合理化	最適化計画を平成17年度末までに策定するとともに、当該計画に基づき、平成19年度までに各地方検察庁に新システムを導入するなど、可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化を図る。 18年度は新システムの導入により地方検察庁の定員を計5人合理化する。また19年度以降も、段階的に定員の減量・効率化を検討する。	3、5
27	公安調査庁の組織の見直し、総務部門を始めとする業務の減量・効率化	本庁及び地方支分部局の定員について、昨今の国際情勢を勘案して今後とも所要部門に集中的な人員配置を図るほか、より効果的な業務運営を図る観点から、総務部門において業務の一層の合理化・効率化を図ること等により、平成20年度までに90人合理化することとし、これまでに44人合理化した。引き続き18年度は定員を27人合理化する。 また、17年度末までの検討の結果を踏まえ、組織の合理化も含めた全般の在り方を見直す。	3
28	宿舎管理業務の民間委託の推進等による合理化	今後とも宿舎管理業務の無報酬による委託を継続するとともに、宿舎管理業務をより合理化・効率化する観点から、関係機関の対応も踏まえつつ、必要に応じて民間委託等の可否を検討する。	3、4
29	その他業務実施体制の見直し	上記事項を含め、業務の効率化・合理化により、平成18年度は法務局及び地方法務局の定員を258人（うち、252人については法務省事項10の合理化の再掲）、矯正管区の定員を1人、地方更生保護委員会の定員を1人、保護観察所の定員を24人、地方入国管理局の定員を43人、刑務所、少年刑務所及び拘留所の定員を310人、少年院の定員を31人、少年鑑別所の定員を18人、入国者収容所の定員を3人、検察庁の定員を208人（うち、5人については法務省事項26の合理化の再掲）合理化する。	3

【外務省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 国の研究・研修施設の組織・運営の効率化・合理化	省内LAN上の研修所ホームページを通じ、職員に対し研修制度の周知徹底を図るとともに、研修事務の効率化等を図るため、研修のIT化、Eラーニングの導入等研修の在り方について検討する。	7
2 本省におけるアウトソーシング等による効率化	本省における民間委託等については、翻訳業務、各種調査・研究業務、警備・清掃等の庁舎管理業務、公用車関係業務、電話交換業務、情報システム（庁内LAN）管理業務、広報関連業務、ホームページの作成・管理業務において実施の拡大を検討するなど積極的に推進し、業務の合理化・効率化を図る。また、郵便の発受業務及び宿舍管理業務について、民間委託の可能性を検討する。	4
3 定量的指標、設置時からの状況の変化を踏まえた在外公館の設置状況の見直し	在外公館（実館）については、引き続き、定量的指標も踏まえつつ定期的見直しを行うこととし、設置時からの状況の変化を受けて必要性の低下したものについて統廃合等を図る。併せて、兼勤駐在官事務所及び出張駐在官事務所についても、その位置付けを見直すこととし、上記に準じ、統廃合等を図る。	3※
4 定量的指標も踏まえた在外公館の定員配置の見直し、査証免除・緩和等の措置による合理化	平成15年度から19年度の5か年において、全在外公館の定員の約1割（300ポスト）の定員についての見直しを行うこととしており、18年度に78ポストの見直しを行う（計330ポスト見直しとなり所期の目標数を達成）。そのうち査証担当、領事担当等については、査証発給件数、各種領事業務取扱件数等定量的指標も踏まえつつ定員の再配置を進め、18年度は定員を15人合理化する。 また、査証免除措置等が実施された場合には、当該公館の定員見直しを検討する。	3※、7
5 FAL条約締結の承認に伴う行政手続の簡素化・合理化	「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約（FAL条約）」について、外務省主催の「FAL条約の実施のための関係省庁連絡会議」等の場において、改正される規定への対応を関係省庁間で検討し、我が国の船舶の入出港手続の更なる簡易化を促進する。	5
6 申請届出のオンライン化、オンライン利用促進による業務の効率化・合理化	旅券発給管理及び申請手続について、今後、発給管理をオープンシステム化するとともに、旅券オンライン申請については、利用促進のための周知・広報に取り組む。また、在留届電子届出システムについて、本省と在外公館の二重作業の解消、集計時間の短縮化を図る。	5
7 新電信システムの最適化による業務の効率化・合理化	平成16年度からの新電信システムの導入に伴う本省及び在外公館の通信担当官削減3か年計画に基づき、18年度に定員を6人合理化する（うち、3人については外務省事項4の合理化（78ポスト）の内数）。 さらに、通信機能強化システム（レガシー（旧式）システム）の最適化計画を17年度末までに策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施することとし、更なる人員の合理化について検討する。	3※、5
8 業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	ホストコンピュータシステム、在外経理システム及び領事関連システムについては、最適化計画を平成17年度末までに策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施することにより、業務処理手順の簡素化等の業務の合理化を行う。	5
9 在外公館におけるアウトソーシ	平成16年度以降実施しているPFI方式による在エジプト大使館事務所整備計画を着実に進める。	3※、4

	事項名	内容	主な該当箇所
	ング等による効率化		
10	内部管理業務の効率化・合理化	業務の効率化、民間委託の推進、電子化の推進等により、平成18年度に、本省において、内部管理業務要員を計8人合理化する。 19年度以降においても、更なる民間委託の可否等について整理の上、引き続き所要の合理化を進める。	5

※在外公館については、3の趣旨を踏まえ取り組む。

【財務省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	財務局における内部管理業務の効率化・合理化	人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、支払業務の「センター支出官による集中型」への切替え等により、財務事務所から財務局への業務移管を推進するなど、内部管理業務の見直しにより、平成18年度に定員を20人合理化する。 19年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。	3、5
2	財務局における事務・事業の合理化	証券総合システムの一層の活用、メリハリのある検査の実施、検査官に対する研修及び指導体制の充実等により業務の効率化を図り、平成18年度に定員を15人合理化する。 19年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。	3
3		国有財産管理事務について、業務実施体制の見直しを図ることにより、事務の合理化・効率化を推進することなどにより、平成18年度に定員を18人合理化する。 19年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。	3
4	その他財政融資資金関連業務の業務・システムの最適化による財務局の業務の効率化・合理化等	財政融資資金事務オンラインシステムに対する機能追加（レベルアップ）などにより、事務の合理化・効率化を推進する。 平成17年度末までのできるだけ早期に策定される財政融資資金関連業務の業務・システムの最適化計画に基づき、順次システムを更改し、業務の効率化を推進する。	3、5
5		官庁会計データ通信システムの歳入歳出外サブシステムと連携の上、平成18年度中に、国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）の業務・システム最適化計画の対象システムである未利用国有地の電子入札（仮称）を運用させることにより、入札保証金の返還業務等の効率化を図る。 17年度末までに最適化計画を策定することとなっている国有財産関係業務（官庁営繕業務を除く。）の業務・システムについての最適化計画に基づき、順次システムを更改し、業務の効率化を推進する。	3、5
6		上記合理化の取組及びその他事務・事業の効率化・合理化の推進を図り、平成18年度に定員を49人合理化する。	3

	事項名	内容	主な該当箇所
7	税関における内部管理業務の効率化・合理化	人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、平成18年度において税関支署・出張所の総務課・管理課等の機構19を廃止することなど、内部管理業務の見直しにより、定員を27人合理化する。 19年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。	3、5
8	税関における事務・事業の合理化	収納機構の見直しにより、平成18年度に収納課、収納係等の機構11を廃止し、定員を11人合理化する。 また、近年のセキュリティ対策強化の要請、経済連携協定の実施、国際物流の高度化等の動きに対応し、税関における水際取締りと関税等の賦課徴収を一層適正に実施するため、税関の部を再編し、取締り、情報分析等の機能を集約するとともに、通関審査はより専門性の高い業務に的確に対応すること等により、業務の効率化を図ることとし、これらの取組により、平成18年度は定員を30人合理化する。 19年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。	3
9	その他CuPES（税関手続申請システム）の最適化による税関の業務の効率化・合理化等	CuPES（税関手続申請システム）（旧式（レガシー）システム）の利用促進を行うことにより、電子申請件数を向上させ、申請書類の受付事務等の合理化を図る。 平成17年度末までのできる限り早期に策定されるCuPESの最適化計画に基づき、順次システムを更改し、業務の効率化を推進する。	3、5
10		平成17年度末までのできるだけ早期に策定されるNACCS（通関情報処理システム）（旧式（レガシー）システム）の最適化計画に基づき、順次システムを更改し、業務の効率化を推進する。	3、5
11		税関関係手続のオンライン申請に関しては、「オンライン利用促進のための行動計画」を平成17年度末までに策定し、同計画を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。	3、5
12		上記合理化の取組及びその他事務・事業の効率化・合理化の推進を図り、平成18年度に定員を96人合理化する。	3
13	国税局における内部管理業務の効率化・合理化	人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、業務の集約化・合理化、アウトソーシング及び情報通信技術の活用により効率化を図るなど、内部管理業務等の見直しにより、平成18年度に定員を178人合理化する。 19年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。	3、5
14	国税局におけるアウトソーシング等の推進	引き続き次の事務・事業についてアウトソーシングを推進する。 ① 税務相談事務 税理士等の外部の指導機関に対する税務相談業務の委託を推進し、税務相談の機会を拡大（平成17年度から実施） ② 記帳指導 納税者の需要の高い会計ソフトを利用した記帳指導を外部の指導機関に委託（17年度から実施） その他、国税局・税務署の業務のうちアウトソーシング化・アルバイト化になじむもの（民間給与実	3、4

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>態統計調査、租税教室の講師、税理士試験受付事務、独身寮管理業務、確定申告期駐車場整理事務、郵送申告書の開封事務、決算事績等入力事務、資料収集・整理事務及び文書発送事務等の補助事務等)について、外部委託の推進を図ること及び登記情報閲覧のオンライン活用等により、18年度に定員を310人合理化する。</p> <p>19年度以降も引き続き業務の効率化・合理化を推進する。</p>	
15 その他国税関係業務の業務・システムの最適化による国税局の業務の効率化・合理化等	<p>① 税務行政の簡素化、業務効率の向上の観点から、内部事務の一元化、税務相談事務の集中化等の施策について検討を行い、平成17年度末に「国税関係業務の業務・システムの最適化計画」を策定する。この計画を段階的に実現していくことにより、業務の合理化を図る。</p> <p>② IT活用等による納税者利便の向上の観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及割合に歩調を合わせた一層の事務の電子化を行うことにより、申告書処理体制の効率化を図る。（「国税関係業務の業務・システムの最適化計画」関連事項）e-Taxの普及を促進するため、次の取組を実施する。</p> <p>ア 利用件数拡大のためのシステムの見直し</p> <p>イ 各種媒体等を利用した広報の充実</p> <p>ウ 関係民間団体や税理士会を通じた利用勧奨</p> <p>17年度末までのできるだけ早期に策定される「国税関係業務の業務・システムの最適化計画」に基づき、順次システムを更改し、業務の効率化を推進する。</p>	3、5
16	<p>国税関係手続のオンライン申請に関しては、「オンライン利用促進のための行動計画」を平成17年度末までに策定し、同計画を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、申告処理体制の効率化・合理化を推進する。</p>	3、5
17	<p>上記合理化の取組及びその他事務・事業の効率化・合理化の推進を図り、平成18年度に定員を567人合理化する。</p>	3

【文部科学省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化	各種調査業務の見直しにより業務の合理化を図り、平成18年度においては大臣官房文教施設企画部の定員を1人合理化する。	4
2	研究開発管理業務の最適化による業務の効率化・合理化	平成17年度末までに研究開発管理業務に係る業務・システム最適化計画を策定し、最適化の実施による業務処理時間縮減等の合理化効果を明らかにするとともに、同計画に基づき、関係府省と連携し、最適化を可能な限り早期かつ着実に実施し、研究開発管理業務の減量・効率化を推進する。	5
3	本省情報基盤システムの最適化による業務の効率化・合理化	本省情報基盤システム（旧式（レガシー）システム）については、最適化計画を平成17年度末までに策定し、20年1月に新システムへの移行を実施する予定であることを受けて、同計画に基づき業務やシステムの見直し等を可能な限り早期に進め、人員の合理化を含めた業務の効率化を図る。	5
4	国の研究施設の組織・運営の効率化・合理化	外部評価等も参考にしながら研究活動の在り方・運営方策等を抜本的に検討し、併せて運營業務の効率化を図ることにより、平成18年度においては国立教育政策研究所及び科学技術政策研究所の定員を4人合理化する。	7
5	本省におけるアウトソーシング等による効率化	文部科学省行政効率化推進計画に沿って、庁舎管理業務（警備・清掃）、受付・案内業務、ホームページの作成、情報システム（庁内LAN）管理業務、研修業務、統計調査業務、公用車関係業務（運転業務）、電話交換業務、大規模な会議の運営等について外部委託を図り、平成18年度に本省内部部局及び文化庁の定員を10人合理化する。	4
6	統計調査のオンライン化等による効率化・合理化	平成17年度にオンライン化した地方教育費調査に加え、18年度は、18年3月に策定される予定の「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、総務省において整備する各府省共同利用型オンライン調査システムとの連携を図ること、統計調査業務の民間委託を推進すること等により、業務の効率化・合理化を図る。	4、5
7	法令に基づくすべての行政手続の簡素化・合理化	これまでに申請・届出等手続の簡素化・合理化計画に基づいて添付書類の一部廃止、変更手続の簡素化等の措置を講じてきたほか、平成17年度末までに公益法人等改革に伴い文部科学省認定技能審査制度を廃止する。18年度以降についても、引き続き、政府全体の取組を踏まえながら更なる行政手続の簡素化・合理化についての検討を進める。	5
8	申請届出のオンライン化、オンライン利用促進による業務の効率化・合理化	オンライン利用率の向上、申請届出の手続に必要な添付書類の電子化の推進等の各府省共通課題について、政府全体の取組を踏まえながら効率化のための検討を進めており、平成18年度については各申請届出に係る情報の管理業務の合理化に伴い、定員を1人合理化する。	5
9	内部管理業務の効率化・合理化	平成18年度以降、内部管理業務を一元的に処理することなどによって業務の効率化を図り、18年度に本省内部部局及び文化庁の定員を19人合理化する（うち、2人については文部科学省事項5、2人については文部科学省事項10の合理化の再掲）。	5
10	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	三位一体の改革の一環として平成17年度に行った補助金の廃止等に伴って、残る補助金業務を関連の係において他業務と併せて一元的に処理することにより、18年度に初等中等教育局の定員を2人合理化	7

	事項名	内容	主な該当箇所
		する。 また、18年度に行った補助金の廃止等についても、業務の効率化について引き続き検討する。	
11	国立大学法人関連業務の効率化・合理化	国立大学法人等の情報化に伴う支援業務について、国立大学法人等の取組の進展等を踏まえ、業務の効率化を図ることにより、平成18年度に大臣官房の定員を1人合理化する。	7
12		国立大学法人の附置研究所及び研究施設等の教育研究に関する支援業務について、一体的な業務遂行による事務の合理化を図ることにより、平成18年度に研究振興局の定員を1人合理化する。	7
13	業務実施体制の見直し	業務実施体制の見直しにより、平成18年度において、本省内部部局及び文化庁の定員を11人合理化する。	7

【厚生労働省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	統計業務の効率化・合理化	統計業務について、省庁再編に伴う統合メリットをいかした業務の集約化、統計調査の統合等による調査体系及び処理体制の見直し、並びに統計のオンライン化の実施及び民間委託の推進等により合理化・効率化を推進する。これまでの取組を踏まえた上で、今後も、平成18年度から4年間で統計情報部の定員を32人合理化することとし、18年度は定員を9人合理化する。	4、5
2	検疫業務の民間開放	検疫法第27条の2に基づく「検疫感染症の外国における発生の状況及びその予防の方法についての情報提供」として、成田空港検疫所により情報提供を行っているインターネットホームページ「海外渡航者のための感染症情報（FORTH）」についての運用管理及び検疫法第14条に基づく「検疫感染症の病原体に汚染した物の消毒」等の措置について、平成18年度において、外部委託化を検討する。	4
3	国立高度専門医療センターの合理化	国立精神・神経センターについて、現在、武蔵地区と国府台地区に分かれている病院機能を、平成19年5月に武蔵地区に集約・再整備することにより、管理部門の合理化を図る。	7
4	職業安定業務の一層のアウトソーシング	民間や地方公共団体との役割分担を踏まえ、職業安定業務の一層の合理化を行うこととし、特に非常勤化等を活用した業務の民間委託を一層推進する。 そのうち、平成18年度においては、16年度から実施しているパートタイム求職者に対する相談・紹介業務の非常勤化を拡大することにより定員を35人合理化するとともに、電話対応業務のコールセンター設置に伴う非常勤化により定員を27人合理化する。 さらに、ハローワーク関連事業の在り方を検討するとともに、民間で行うことがより効率的・効果的な分野については、民間開放を進める。	3、4
5	労働基準監督署・公共職業安定所の再編	労働基準監督署及び公共職業安定所については、経済社会情勢の変化等を踏まえ、業務量を勘案するほか、規制緩和等による状況の変化等に対応して組織の在り方について必要な見直しを引き続き行い、	3

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>これまでの取組に加え、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50署所において整理合理化を行い、それに伴い100人を定員合理化する。</p> <p>18年度は、12労働局管内17署所の整理合理化を行い、定員を34人合理化する。</p>	
6	<p>その他業務実施体制の見直し</p> <p>地方厚生局について、平成18年度において庶務一般業務等の実施体制を見直すことにより、定員を13人合理化する。</p>	3
7	<p>都道府県労働局等について、平成18年度において経理業務等の見直しにより、都道府県労働局の定員を271人、労働基準監督署の定員を44人、公共職業安定所の定員を96人合理化する。</p>	3
8	<p>社会保険と労働保険の徴収事務一元化による合理化</p> <p>事業主等の利便性の向上と行政事務の効率化を図る観点から、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図る。具体的には、保険料徴収事務を一元的に処理するため、平成15年10月に全国の社会保険事務所に設置した社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて以下の業務を実施しているところ。</p> <p>ア 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付 イ 賃金・保険料額に関する事業所調査の実施 ウ 滞納整理の実施 エ 事業所説明会の開催</p> <p>また、法律改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、今年度末までに結論を得て、社会保険又は労働保険の制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施する。これらについて、18年度以降の要員の合理化について検討する。</p>	3、5
9	<p>社会保険庁改革を踏まえた組織の見直し</p> <p>社会保険庁については、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終取りまとめに即して、平成20年10月を目途に、現行の組織を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の改革を行う。</p> <p>公的年金については、確実な保険料の収納と給付を確保するとともに、適正かつ効率的で透明性のある事業運営を図るため、これまでの組織とは異なる機能・構造等を備えた新たな国の行政機関（厚生労働省の特別の機関）を設置する。その際、都道府県単位に設置された社会保険事務局のブロック機関への集約等の地方組織の抜本改革等を行う。</p> <p>また、政管健保については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立することとするが、政管健保の「適用」及び「徴収」については、事務の効率性、企業の負担軽減等の観点から、相互の独立性を確保しつつ、公的年金の運営主体において併せて実施する。</p> <p>なお、新組織の発足後も、上記の取組を通じた事業運営の効率性、保険料収納率、サービス改善等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。</p>	3、7
10	<p>社会保険庁における業務運営の効率化・事務の合理化</p> <p>システム刷新による業務の減少や事務の集中化による定型的業務の外部委託化、内部管理業務の効率化、国民年金収納業務の市場化テストによる外部委託化等による合理化を行いつつ、国民年金強制徴収業務等必要な業務に要員をシフトすることとし、平成18年度から7年以内で、政府管掌健康保険公法人移行分を含め20%以上の定員を純減することとし、今後、「行政改革の重要方針（4 総人件費改革の</p>	3、4、5、7

事項名	内容	主な該当箇所
	実行計画等) 」に基づく取組の中で検討する。	
11 社会保険庁における業務の外部委託による合理化	各社会保険事務所で実施している入力、交付等の定型的業務の外部委託を進めることとし、平成18年度において、定員を680人合理化する。	3、4
12 社会保険業務の市場化テストの拡大による合理化	国民年金保険料の収納事業については、平成17年度に5社会保険事務所で市場化テストをモデル実施しているところであり、18年度以降も実施箇所数を順次拡大し、業務実施体制を合理化する。18年度は、35事務所に実施箇所数を拡大することにより、定員を99人合理化する。	3、4
13 地方社会保険事務局のブロック化による合理化	都道府県単位に設置されている社会保険事務局について、平成20年10月を目途にブロック単位への集約化による合理化を行うこととし、18年度は、各社会保険事務局で実施している監察事務のブロック単位への集約化による合理化を行い、定員を35人合理化する。	3
14 国民年金保険料の納付環境整備	国民年金保険料の納付率向上を図るため、市町村など自治体、各種団体等との連携の強化など、納付環境の整備を進める。	3
15 住民基本台帳ネットワークシステムの活用による年金業務の効率化	国民年金第1号未加入者の把握については、現在、20歳到達者について加入すべき者の把握を行っているところであるが、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、国民年金未加入者の把握を行い、適用勧奨を行うことにより、当該事務の効率化を図るべく、平成18年度の実施を検討する。また、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した年金受給者の生存確認についても、関係機関との調整を進め、18年度中に実施することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。	5
16 柔整療養支給事務の機械化	平成20年秋予定の政管健保公法人の設置に合わせて、新たに構築する公法人システムにおいて柔整療養費支給事務の機械化の実施を検討する。	5
17 その他業務のアウトソーシングの推進	自動車運転業務について、外部委託による合理化を進めることとし、平成18年度は、定員を2人合理化する。	4
18	宿舎管理業務及び宿舎整備工事の設計・工事監理業務について、引き続き外部委託を推進する。	4
19 行政手続の簡素化・合理化、オンライン利用促進	本年7月にオンライン利用促進対象として定めた、社会保険の申請・届出を始め、年間申請件数10万件以上の77手続について、「オンライン利用促進のための行動計画」を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、当該計画を通じた取組により、手続の簡素化等を図るとともに、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。	5
20 人事・給与等内部管理業務の効率化・合理化	人事・給与等、共済、物品調達、物品管理等の内部管理業務について、決裁階層を含む業務処理手順の簡素化、府省共通システムの導入、業務の集中化・一元化等により、業務の効率化を図ることとし、平成18年度は、定員を4人合理化する。	5
21 厚生労働省所管の業務・システムの最適化	労働基準行政情報システム、労災行政情報管理システム、労働保険適用徴収システム、雇用保険トータル・システム、総合的雇用情報システム、社会保険オンラインシステム（旧式（レガシー）システム）等個別府省の業務・システムについて、最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、当該計画に基づき業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化、経費の削減を図る。特に、レ	5

事項名	内容	主な該当箇所
22	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化 ガシーシステムについては、新システムへの移行に合わせて定員削減等の合理化を図ることとし、最適化計画の策定に併せ、厚生労働省で実施する定員削減等の目標を定めた合理化計画を策定する。 地方公共団体を交付先とする補助金等の一部の執行事務を平成15年度から本省から地方厚生局に順次移管するとともに、補助金業務の見直しを図ることにより、17年度に地方厚生局の定員を18人合理化したところであり、18年度においても、引き続き地方厚生局への移管を検討するとともに、業務の見直しを推進する。	3、7

【農林水産省】

事項名	内容	主な該当箇所
1	動物医薬品検査所の独法化の検討 動物医薬品検査所については、検査検定業務の減量・効率化を図り、その進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討を進める。	6 (2)
2	国の研究・研修施設の組織・運営の効率化・合理化 農林水産政策研究所については、①課の廃止・統合により総務・企画系統のスリム化を図ること、②研究課題に機動的かつ弾力的に対応するために、部室制からグループ制へ研究部門を再編成することを内容とする組織再編を平成19年度に実施する。また、定員を計画的に合理化することとし、18年度は2人合理化する。 さらに、これまで実施してきている評価に加え、同研究所の設置目的に沿って、研究成果の政策への反映に努め、その実績について毎年把握するとともに、外部有識者による厳格な評価を3年ごとに受けて、その結果を公表する。	7
3	地方農政事務所と統計・情報センターの統合 第156回通常国会で講じた法的措置に基づき、平成18年4月に、地方農政事務所と都道府県庁所在地にある統計・情報センターとを統合する。これに加え、統計・情報センター90か所の統合を行う。	3
4	主要食糧業務等の合理化 旧食糧事務所業務のうち、主要食糧業務に係る定員は、平成14年度末の5,900人を向こう10年以内に1/3程度にまで縮減することを目指すとともに、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指し、18年度は241人合理化する。	3
5	リスク管理業務等の合理化 旧食糧事務所全体の定員に相当する部分のうち、リスク管理業務等（平成17年度末4,096人）については、効率的な調査計画の立案・実施等により合理化・効率化を図り、18年度は定員を19人合理化する（農林水産省事項4の合理化の内数）。 さらに、今後の情勢の変化を踏まえ、アウトソーシングの観点を含めた合理化等の必要な見直しを行う。	3、4
6	農林水産統計の抜本的見直しや 農林水産統計に係る定員については、統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理	3

事項名	内容	主な該当箇所
民間委託の推進による定員の計画的な合理化	化・効率化により、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減することを目指し、18年度は230人合理化する。 上記のほか、農林水産省は、21年度までの間において農政改革の進捗状況に応じた農林水産統計の見直しを行い、これを踏まえた要員規模を総務省及び農林水産省において逐次検証し、その結果を踏まえ、要員合理化等見直しを行う。	
7 情報部門の業務の合理化・効率化	情報部門については、業務の合理化・効率化を計画的に進めていくこととし、平成18年度において、現地事例情報（一般情報）の収集業務の廃止、モニター調査におけるオンライン調査の導入等を実施する。これに伴い、18年度は定員を30人合理化する。	3、5
8 地方農政局の公共事業部門における民間委託の推進、ITの活用による事務の効率化	公共事業については、地方農政局における国営事業の円滑な推進を図るため、アウトソーシングや電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を始めとした事務処理のIT化等を引き続き推進し、効率的な業務の執行に努める。これに伴い、平成18年度は定員を65人合理化する。	3、4、5
9 国有林野事業における民間委託の推進等による業務の合理化等	国有林野事業については、引き続き、民間委託の推進等により業務の合理化・効率化を進めるとともに、18年度は国有林野部門の定員を93人合理化する。	3、4、5
10 内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務について、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行うこととされていることを踏まえ、人事・給与関係業務については、平成19年度末までに人事・給与関係業務情報システムの導入を行うとともに、導入に伴う業務改革を検討する。18年度は内部管理業務に係る定員を122人合理化する。	5
11 業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	林野庁における改善分散処理システム（旧式（レガシー）システム）については、平成17年4月に決定した当該最適化計画に基づき、18年度末までに最適化を実施する。これにより18年度は定員を7人合理化する（農林水産省事項9の合理化の内数）。 また、総合食料局における情報管理システム（旧式（レガシー）システム）については、17年4月に決定した当該最適化計画に基づき、19年度末までに最適化を実施する。これにより、同年度に所要の定員を合理化する。 さらに、農林水産省共同利用電子計算機システム及び生鮮食料品流通情報データ通信システムについても、それぞれ17年度末までに最適化計画を策定するとともに、最適化の実施による経費及び業務処理時間の削減等の合理化効果を明らかにするとともに、同計画を可能な限り早期かつ着実に実施し、業務の減量・効率化を推進する。	5
12 三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	三位一体の改革により、農林水産省関係の国庫補助負担金の一部について税源移譲を伴う改革等を行うこととしている。18年度は関係部門の業務実施体制を見直す等により、定員を10人合理化する。	7

【経済産業省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 統計調査の合理化等	<p>経済センサス（仮称）の創設について、総務省に設置された「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」が平成17年度中に取りまとめることとされている枠組み及びこれに関連する既存大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論に基づき、具体的な調査計画の策定を進め、統計調査の合理化を図るとともに、既存統計調査業務全般を見直し、効率化を図る。</p> <p>18年度は統計業務の効率化により、本省内部部局の定員を2人合理化する。</p>	7
2 統計調査等業務・システムの最適化における業務の簡素化・合理化	<p>「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」（平成17年4月8日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定）を踏まえ、各府省共同利用型システムの活用を前提とした業務・システムの見直しを行い、可能な限り早期に最適化を実施すること等により業務の簡素化・合理化を図る。</p> <p>また、統計調査のオンライン化については、調査対象事業所と経済産業省間をオンラインで結び、統計調査票データの早期収集及び還元や報告者負担の軽減を可能とするシステムを開発・運用しているが、今後も引き続き環境整備や普及広報活動を積極的に行い、紙調査票提出からオンライン提出への切替えを推進し、統計業務の効率化・合理化を図る。</p>	5
3 研究・研修施設の組織・運営の効率化・合理化	<p>経済産業研修所の行う国・自治体職員等向けの研修については、近年の社会経済情勢の変化に対応した研修メニューとなるよう見直しを行っている。</p> <p>研修業務の実施に当たっては、今後とも効率的な運営に努める。</p>	7
4 経済産業局における業所管行政の見直し	<p>業所管行政について、規制改革の進展等を見据えながら積極的に見直しを行い、平成18年度は、経済産業局の定員を1人合理化する。19年度以降も、引き続き事後チェック型行政への移行を見据えた減量・効率化を進める。</p>	3
5 産業保安監督部における事後チェック型行政への移行	<p>鉱山保安行政について、規制の合理化を図るとともに、それまで経済産業局が実施してきた産業保安行政との一体的な推進を図るため、平成17年4月に、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組した。</p> <p>鉱山保安規制の体系が事前規制型から事後チェック型へ移行したこと、これまで経済産業局で実施してきた産業保安業務の要員について監督部に移管したことから、監督部の業務実施体制の見直しを行い、18年度は定員を10人合理化する。</p> <p>19年度以降も、引き続き事後チェック型行政への移行を見据えた減量・効率化を進める。</p>	3
6 特許庁業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	<p>特許庁業務・システム（旧式（レガシー）システム）については、e-METI推進本部において、平成16年10月に業務・システムの最適化計画を策定するとともに、17年8月に、今後推進していく具体的施策や工程表、業務処理時間や経費の削減効果を数値で明示した最適化計画改訂版を策定した。</p> <p>18年度からは、当該計画に基づき、可能な限り早期に新事務処理システムの開発に着手するとともに、これを踏まえて定員の合理化を計画的に進める。</p>	5
7 特許審査の周辺業務の効率化	<p>特許審査の周辺業務について、引き続き専門性の高い非常勤調査員を拡充することにより、業務の効率化を図る。</p>	4

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>特許性の判断に必要な先行技術調査のアウトソーシングについては、外注先についての公益法人要件の撤廃及び指定制から登録制への改正等を内容とする「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」が平成16年10月から施行され、17年3月に株式会社を含む3機関を登録した。</p> <p>今後とも、外注先の登録数の増加を促すとともに、外注件数の更なる拡充を図る。</p> <p>なお、出願人が行う先行技術調査の徹底について、14年9月に導入された先行技術文献の開示義務制度の効果を検証しつつ、更に必要な取組の検討を進める。</p>	
8	<p>申請・届出等手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化</p>	5
9	<p>業務の電子化による内部管理業務の見直し</p> <p>内部管理業務の合理化については、積極的な改革を行うために一定の目標をあえて設定することが有効であるとの認識のもと、平成16年中に決定された内部管理業務に係る業務・システム最適化計画（人事・給与等、共済、物品調達等）の内容を踏まえつつ、同年12月に、本省内部部局及び外庁の内部管理業務に係る定員を20年度までに40%程度（115人）削減することを目標とした年度別の行動計画を策定した。</p> <p>同計画を踏まえ、内部管理業務の効率化により、18年度は、本省内部部局の定員8人、経済産業研修所の定員1人、資源エネルギー庁内部部局の定員2人、原子力安全・保安院本院の定員1人の計12人合理化するとともに、19年度以降も、同計画を踏まえた内部管理業務要員の合理化を着実に実施する。</p> <p>また、地方支分部局においても、本省の取組と併せて、ITの活用等によって内部管理業務の効率化を図り、18年度は経済産業局の定員を1人合理化する。</p>	3、5
10	<p>経済産業省ネットワーク（共通システム）及び工業標準策定業務・システムの最適化</p>	5
11	<p>三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化</p>	7
12	<p>事後チェック型行政への移行</p> <p>業所管行政について、規制改革の進展等を見据えながら積極的に見直しを行う。</p> <p>平成18年度は業実態把握に関する業務の合理化、構造調整に関する業務及び資金事務の総合調整に関する業務の見直しにより、本省内部部局の定員1人、資源エネルギー庁内部部局の定員2人合理化する。</p> <p>19年度以降も、引き続き事後チェック型行政への移行を見据えた減量・効率化を進める。</p>	7
13	<p>業務実施体制の見直し</p> <p>文書管理業務、システム管理業務等の見直しにより、平成18年度は、本省内部部局の定員8人、経済産業局の定員64人、資源エネルギー庁内部部局の定員3人、原子力安全・保安院本院の定員7人、特許庁の定員49人、中小企業庁の定員2人の計133人合理化する。</p>	3、7

【国土交通省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	既存統計調査の見直し、民間委託等による合理化	交通調査統計業務について、社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、既存統計の廃止・統合や簡素・合理化を含めた抜本的な見直しを行う。その一環として、平成18年度においては船舶船員統計調査等の効率化を行い、要員配置の合理化を進める。	4
2	国土地理院の業務の効率化	平成18年度においては、地図作成及び基準点測量に係る業務等の実施体制の見直しによる事務・事業の効率化により定員を6人合理化する。また、地図の変化情報の効率的取得に関する手法等新たな技術開発についての研究を進め、これによる業務の更なる効率的な実施を目指す。	7
3	地方整備局における公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化	地方整備局においては、公共事業に係る各種調査業務、設計業務等の民間委託を積極的に進めるとともに、事務の効率化を推進する。平成18年度においては、公共事業に係る業務執行体制の見直しにより、定員を440人合理化する。 また、事務所及び出張所について、事業の進展や管理の在り方等を踏まえつつ、組織の見直しを含めた業務執行体制の見直しの検討を行う。	3、4
4	官庁営繕組織等の効率化	官庁営繕については、業務執行体制の点検を行い、業務の効率化、要員配置の適正化を図ることにより、平成18年度は定員を17人合理化する。 また、18年度においても、引き続き業務の効率化、要員配置の適正化を図る。	3、7
5	業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化（公共事業支援統合情報システムの導入に伴う業務の効率化）	電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）については、引き続き公共事業の受注者の利用促進を徹底し、利用率の更なる向上を目指す。 また、平成17年度中に策定する公共事業支援システムの最適化計画において、関係府省と連携し、現行の公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）に関する一連の事務処理の電子化等による業務の効率化・合理化について検討し、当該計画に基づき、可能な限り早期かつ着実にこれを実施する。	3、5
6	地方整備局の港湾事務所等における庁舎・宿舍等改良補修業務の民間委託等	地方整備局の港湾事務所等において、庁舎・宿舍等改良補修業務に係る事務の民間委託等による合理化を推進することにより、平成18年度は当該事務に係る定員を3人合理化する。	3、4
7	一般海域のゴミ・油の回収作業の委託化	環境整備船が行う一般海域のゴミ・油の回収作業については、可能なものから順次委託運航を推進する。平成22年度までに、当該業務に係る定員を8人合理化する。	3、4
8	北海道開発業務の民間委託、事業所等の統廃合等による業務の一層の効率化等	北海道開発業務については、民間委託を推進するとともに、事業所等の統廃合（9か所削減）を行うこと等により、平成18年度は定員を129人合理化する。また、18年度から21年度までに、事業執行の効率化等の観点から統廃合を進め、128の事業所等（17年度末）の4分の1以上の削減を行うとともに、今後とも車両管理業務等の民間委託を一層推進すること等により、組織等の減量・効率化を図る。	3、4
9	自動車保有関係手続のオンライン化、ワンストップ化による合理化の推進	自動車登録業務については、自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの稼働開始に伴う登録手続のオンライン申請の導入・普及状況を踏まえ、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進め、平成18年度は定員を40人合理化する。	3、5

事項名	内容	主な該当箇所
	今後、20年度にワンストップサービス・システムの全面導入を目指すこととしており、17年度に最適化計画を策定することとしている旧式（レガシー）システム（MOTAS）の見直し状況及び17年度中に策定予定の「オンライン利用促進のための行動計画」等も踏まえ、引き続き業務の効率化について検討を進め、着実に定員の合理化を図る。	
10	規制改革・民間開放推進3か年計画「Ⅲ 措置事項」に定める措置による減量・効率化	3
11	航空保安業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託等による業務の効率化及び要員配置の合理化	3
12	運用業務については、航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に、航空需要が少ない空港のRAG（リモート対空通信）化等により業務の効率化を図る。平成18年度は壱岐空港及び福井空港のRAG化等により定員を23人合理化する。	3
13	航空灯火・電気業務については、平成18年度から19年度にかけて、東日本及び西日本並びに沖縄地区の航空灯火・電気施設の運用管理業務をブロックに集約するとともに、要員の再配置・業務の再構築を行い、要員の効果的・効率的な配置、業務の効率化・円滑化を図る。	3
14	航空交通管制のメンテナンス業務については、施設の集約管理・巡回化を検討の上、引き続き委託対象施設の拡大による施設の点検・保守作業の民間委託等を進め、平成18年度から30年度までにおおむね700人の定員の合理化を図ることとし、18年度は定員を43人合理化する。	3、4
15	東京国際空港再拡張事業へのPFI導入による業務の効率化	3、4
16	その他公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化	3、4
17	船舶検査・航空機検査の独立行政法人化の検討	3、4、6(2)
18	航空機検査については、今後とも事業場認定制度の活用等による民間能力の一層の活用を推進するとともに、外国証明制度の活用等により業務の効率化を図る。その効果を踏まえ、引き続き検討を進める。	3、4、6(2)
19	気象庁・気象研究所の業務の減量・効率化	7

	事項名	内容	主な該当箇所
		の見直しにより定員を34人合理化する。	
20	気象庁測候所の整理合理化	測候所については、リモートセンシング等自動観測技術の今後の進展状況等を踏まえつつ、地方における気象業務実施体制の再構築を図る観点から、整理が可能となったものから順次地方气象台等に統合し、要員配置の合理化を進める。平成18年度においても複数箇所廃止するとともに、業務の見直しにより定員を12人合理化する。	3
21	飛行場予報業務の集約化	航空気象業務について全空港への飛行場予報の提供体制の構築を図るため、平成18年度において、地域拠点空港への飛行場予報業務の集約化を図ることとし、広島航空測候所及び長崎航空測候所を廃止するとともに、業務の見直し等により定員を18人合理化する。	3
22	航空気象業務の効率化・合理化	地方空港で実施している航空気象観測業務の一部について観測データの品質や恒久的な提供の確保等の条件が整ったものから順次委託化するなど効率的な航空気象業務の実施体制の構築を進める。 平成18年度は1か所を空港の設置管理者に委託を行い、定員を3人合理化する。	3、4
23	海図作成業務の見直しによる業務の効率化・合理化	海図作成について、今後、海図作成用のフィルム原版のデジタル化が進められることを踏まえ、平成18年度末までに海図作成業務の見直しを行い、定員配置の合理化を行う。	7
24	船舶自動識別装置（AIS）導入等による海上交通管制業務の見直し	SOLAS条約に基づき、今後平成20年までの間に国際船舶や旅客船に対する船舶自動識別装置（AIS）の搭載が義務付けられることを踏まえ、21年度末までに海上交通センターの航行管制業務の見直しを行い、要員配置の合理化を進める。	3
25	統制通信事務所の統廃合	統制通信事務所については、情報処理能力の強化や多様化する海上保安業務の迅速かつ的確な実施を図るという観点から、平成18年度において、統合未実施の5事務所について、管区海上保安本部救難課に統合し、業務の効率化及び要員配置の合理化を行うこととし、定員を13人合理化する。	3
26	水路観測所業務の見直し	水路観測所については、観測業務の機械化を推進し、業務の効率化を図り、平成18年度において、白浜水路観測所を廃止し、定員を3人合理化する。	3
27	航路標識の保守業務の民間委託化	海上保安庁の航路標識の保守業務については、安全性・経済性を勘案しつつ、平成18年度末までに基本計画を作成し、条件の整ったものから順次民間委託化を進めることにより、業務の効率化及び要員配置の合理化を行うこととする。なお、18年度は定員を6人合理化する。	3、4
28	船員労働委員会の組織・定員の合理化	船員労働委員会については、平成18年度において、船員地方労働委員会事務局の要員配置を見直し、地方運輸局との兼務体制を図ること等により、定員を24人合理化する。	3
29	内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務に係る事務の効率化を進めることにより、平成18年度は当該業務に係る定員を本省内部部局32人、国土交通大学校1人、国土技術政策総合研究所3人、国土地理院4人、地方整備局138人、北海道開発局23人、地方運輸局26人、地方航空局5人、気象庁27人、海上保安庁14人及び海難審判庁1人合理化する。	3、5
30	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化により、定員を平成17年度までに9人、18年度に5人合理化する。18年度においては、補助金の廃止等の動向を踏まえ、引き続き関係部門の業務執行体制の見直しの検討を行う。	3、7

	事項名	内容	主な該当箇所
31	業務実施体制の見直し	業務実施体制の見直しにより、平成18年度に地方運輸局の定員を42人、地方航空局の定員を17人、航空交通管制部の定員を29人、管区海上保安本部の定員を200人合理化する。	3、7

【環境省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	国民公園管理業務のアウトソーシング	苑内施設の整備・管理等の国民公園管理事務所に係る管理業務については、可能な限り民間委託することにより業務の効率化・合理化を推進する。 なお、技能・労務職員の採用は今後行わないものとする。	3、4
2	研究・研修施設の組織・運営の効率化・合理化	環境調査研修所の行う国・自治体職員向けの研修については、近年の環境行政の複雑化・専門化に対応して研修メニューの多様化を図りつつ、組織の膨張を来さないよう、業務実施体制の見直しを行っている。 研修業務の実施に当たっては、今後とも効率的な運営に努める。	7
3	地方環境事務所における事務・事業及び組織の合理化	廃棄物不法投棄の現地調査や国立公園・各種保護区の管理に係る業務の合理化を図るとともに、府省間配置転換の積極的な受入れ及び再任用短時間職員の活用により、地方環境事務所全体での配置の見直しを行う。 平成18年度は定員を10人合理化するとともに、引き続き業務の効率化を図る。	3
4	自動車運行管理業務のアウトソーシング	本省における自動車運行管理業務について、民間委託を推進することにより、業務の効率化・合理化を図る。 なお、技能職員の採用は今後行わないものとする。	4、7
5	電子政府関係の効率化	共通システムの見直し方針に基づき、環境省認証局を府省認証局に一元化すること等により、業務の簡素化・集約化を図るとともに、所管の申請・届出等手続の簡素化・合理化を行う。併せて、行政手続のオンライン利用を一層促進するため、関係団体等への周知・要請等を行う。	5
6	内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務について、業務の集約化やアウトソーシング、業務処理システムの最適化により合理化を図る。平成18年度は本省内部部局の定員を2人合理化するとともに、引き続き業務の効率化を図る。	4、5
7	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化を図る。 18年度は補助金の廃止等の動向を踏まえ、本省内部部局の定員を1人合理化する。	7
8	事務・事業及び組織の合理化	平成18年度において、環境技術協力に係る情報の整備体制の効率化など、業務実施体制の見直し等により、本省内部部局の定員を7人合理化する。	7